

(教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業)

「学びの DX 推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究」

仕 様 書

令和6年1月

文部科学省総合教育政策局

## 目次

1. 事業名	3
2. 目的	3
3. 業務内容	3
(1) 運営委員会の設置・運営	3
(2) ポータルサイトの運用	4
(3) 新規学習コンテンツの制作	4
(4) 広報周知活動	4
(5) ポータルサイトの効果検証	4
4. ポータルサイト運用におけるセキュリティ要件等	5
(1) ドメイン、その他要件	5
(2) クラウドサービス	6
(3) セキュリティ要件	6
(4) 運用、その他要件	8
5. 事業規模	9
6. 業務実施（委託契約期間）	9
7. 納入物	9
8. 納入期限	9
9. 納入場所	9
10. 応札者に求める要求要件	10
(1) 要求要件の概要	10
(2) 要求要件の詳細	10
11. 再委託	12
12. 検査	12
13. 守秘義務	12
14. 届出義務	12
15. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項	12
16. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保	13
17. 取引停止期間中の者への支出の禁止	13
18. 協議事項	13

## 1. 事業名

学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究

## 2. 目的

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中教審答申）や「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）（令和5年3月31日文科科学省策定）において、オンライン等を活用した学びの提供や促進が掲げられている。その中では、子供たちが学びたいと思った時に学べる環境づくりの推進や、学校で学びたくても学べない児童生徒への対応が求められており、本事業で運営する学習支援ポータルサイト「きみの好き！応援サイト たのしくまなび隊」※（以下、「ポータルサイト」という）には、その一役となっていくことが期待されている。

本事業では、タブレット端末等で活用できるさまざまな学習コンテンツをポータルサイト上に掲載し、子供たちの興味に応じた情報提供を行う。また、将来的には学習eポータルと連携した学習コンテンツの提供を目指しているため、令和6年度は学習eポータルと連携可能なオリジナルコンテンツの制作・提供を行う。

ポータルサイトの運営を通じて、子供たちが「知ること・学ぶことは面白い」と感じられるような学習コンテンツ情報の充実・提供を図る。

※きみの好き！応援サイト たのしくまなび隊：<https://tanoshikumanabitai.mext.go.jp/>

## 3. 業務内容

本事業においては、（1）運営委員会の設置・運営、（2）ポータルサイトの運用・改修、（3）学習コンテンツの制作、（4）広報周知活動、（5）ポータルサイトの効果検証に取り組む。詳細は以下のとおり。

### （1）運営委員会の設置・運営

ポータルサイトの効果的な運用・改修に向けて、有識者からの専門的な知見を得るため、運営委員会を設置する。有識者は、委託先において提案し、文科科学省総合教育政策局生涯学習推進課職員（以下「文科科学省担当者」という。）と十分に協議の上、決定すること。

以下、（2）～（5）の実施にあたっては、運営委員会の意見を踏まえること。

### 【運営委員会における協議事項（例）】

- 学習eポータルとの連携について
- 新規コンテンツの制作について
- 効果的な情報発信、広報について

- サイトの効果検証について
- 令和7年度以降の運営への提案 など

## (2) ポータルサイトの運用

- ① 現在ポータルサイトに掲載されているコンテンツの管理及び新規に掲載申請があったコンテンツの審査・掲載対応等を行うこと。
- ② 掲載コンテンツの充実に向け、新規コンテンツの収集等を行い、必要に応じて、コンテンツ提供者に対して、掲載に関する交渉等を行うこと。
- ③ ポータルサイトと連動した公式 LINE※の運用を行い、新規コンテンツの紹介等、公式 LINE を通じた情報発信を定期的に行うこと。  
※公式 LINE：子供の学び応援 <https://page.line.me/855asdfp?openQrModal=true>
- ④ 運営委員会からの意見及びポータルサイト利用者からの意見やログ解析等をもとに、よりよいサイトとなるよう、随時、改修作業を行うこと。

## (3) 新規学習コンテンツの制作

学習 e ポータルとの連携を見据えた、当サイトオリジナルの学習コンテンツを制作すること。新規コンテンツの内容や件数等は委託先にて提案し、文部科学省担当者と十分に協議の上、決定すること。

<制作するコンテンツに求める要件>

- 小学生を主なターゲットとした学習コンテンツであること
- 内容及び趣旨が、以下のいずれかを満たしているものであること
  - ・教科等の学習に資するもの
  - ・総合的な学習の時間や夏休みの自由研究などの場面で活用できるもの
  - ・その他、子供の学びに資するもの

## (4) 広報周知活動

ポータルサイトの認知及び利用拡大に向け、効果的な広報周知活動を行うこと。下記に求める内容のほか具体的な活動方法等については、委託先にて提案し、文部科学省担当者との十分に協議の上、決定すること。

<広報周知活動に求める取組内容>

- 利用者向け広報として、おすすめコンテンツ記事の作成・掲載・LINE 配信等
- 教員向け広報として、ポータルサイトの具体的な活用事例記事の作成・掲載・LINE 配信等

## (5) ポータルサイトの効果検証

運営委員会の意見を踏まえて、利用者のログ解析や利用者へのヒアリング調査等による効果検証を行うこと。効果検証においては、令和7年度以降の改善等に資する内容が得られるような調査分析を行ない、報告書としてまとめ納品すること。

#### 4. ポータルサイト運用におけるセキュリティ要件等

ポータルサイト運用にあたっては、以下及び関連の文書の最新版を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールについて遵守すること。

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
- ・「文部科学省情報セキュリティポリシー」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
- ・日本語版 Web サイトガイド
- ・政策目的別 Web サイトガイド

以下にセキュリティ等の要件について、想定し得る内容を記載するが、今後、事業の進捗やセキュリティ上の観点等から、変更の可能性がある。これらについては都度、個別に委託者と協議のうえ詳細要件の了解を得たうえで、運用保守、改修等を実施すること。

※「文部科学省情報セキュリティポリシー」は非公表資料であるため、委託契約締結後、受託者が文部科学省に対して守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。

##### (1) ドメイン、その他要件

- ① ドメインについては、独自ドメインとして令和 5 年度のサイト構築時に採用されている「tanoshikumanabitai.mext.go.jp」のドメインによる運用を行うこと。  
なお、構築、移行に必要なデータや情報は、委託者あるいは委託者が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。
- ② 本 WEB サイトは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できること。また、スマートフォンに適したレスポンシブデザイン対応をしていること。
- ③ ユーザーの閲覧環境について OS 及びブラウザ環境については以下の要件を満たすこと。  
なお、毎月末に最新バージョンによる動作確認を行い、アプリケーションの推奨動作環境を維持すること。

	Edge	Firefox	Chrome	Safari
Windows 10 以降	○	○	○	
Mac OS 13.4 以降				○
iOS 16.5 以降				○
Android 13 以降			○	
Chrome 109 以降			○	

## (2) クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、ガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点より、ISMAP に登録されたものを原則として選定すること。

## (3) セキュリティ要件

- ① Web Application Firewall (WAF) を設置してウェブサイトへの攻撃に対する防御を行い、WAF のシグネチャは随時速やかに更新を行うこと。(また、WAF を導入できない場合は、導入時及び定期的にセキュリティ診断を行ったうえで、脆弱性の対策を行うこと。)
- ② クラウドサービス利用のための接続元を制限する機能を提供すること。
- ③ 公開サーバとなる Web/AP サーバは FW を設置し、DMZ 領域に設置すること。
- ④ ウェブサイトと利用者端末の通信は、TLS1.2 以上によって暗号化され、盗聴、情報窃取等の行為を防止するようにすること。
- ⑤ ウェブサイトのシステムフォルダやシステムファイルに適切なパーミッションを設定するとともに、ディレクトリインデックスの表示を禁止する等、不正アクセスや非公開情報の意図せぬ公開等を防止すること。
- ⑥ ソフトウェアバージョン情報等、攻撃者に利する不要な情報の公開や通知は行わないこと。
- ⑦ OS やミドルウェア、アプリケーションのインストール時に標準で作成されるアカウントやテスト用アカウント等、不要なアカウントは削除すること。また、Web サイトを構築、運用するサーバにおいて、不要なサービスやポートを停止すること。
- ⑧ 脆弱性が判明し、修正プログラムが提供されていないソフトウェアは採用しないこと。
- ⑨ OS やミドルウェア、アプリケーション等は常に最新のバージョンを適用すること。
- ⑩ システムの認証ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑪ システムの操作ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑫ Web サイトにおけるアクセスログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑬ 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し契約期間の間保管すること。また、契約期間満了時、担当者に提出すること。
- ⑭ ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。
- ⑮ 管理運用環境へ接続する端末を限定し、PKI や IP アドレス等による接続制限をすること。また、管理者用の作業アカウントについては、必要最低限の権限設定とすること。
- ⑯ パスワードを用いた認証を行う場合は、複数の文字種を組み合わせつつ一定数以上の文

字数にする等、推測が困難な値を設定すること。なお、多要素認証が利用可能な場合は、多要素認証を利用すること。

- ⑰ 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- ⑱ サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能が組み込まれることがないように開発すること。
- ⑲ 機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- ⑳ 開発したシステムに対する脆弱性診断を実施し、リスクの高い脆弱性が発見された場合は改修を行って再度脆弱性診断を実施すること。脆弱性診断の結果については、脆弱性診断結果報告書に取りまとめ報告し、委託者の了承を得ること。
- ㉑ 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を備えること。
- ㉒ 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- ㉓ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
- ㉔ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として 48 時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
- ㉕ 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
- ㉖ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- ㉗ 情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- ㉘ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- ㉙ 情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリテ

ィ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。

また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

#### (4) 運用、その他要件

- ① クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の最短1ヶ月前。）に担当部署へ通知すること。
- ② クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された委託者のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に開発事業者から書面で報告すること。
- ③ クラウドサービス上で稼働するサーバにおけるアクセスログ等の証跡を保存し、委託者からの要求があった場合は開発事業者より提供すること。また、必要なログにつて開発事業者が取得できない場合には開発事業者からクラウドサービス事業者に依頼のうえ、文部科学省に提示すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- ④ インターネット回線とクラウド基盤との接続点の不正接続を監視すること。
- ⑤ クラウドサービス及びクラウドサービス上で稼働する開発環境における脆弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- ⑥ クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切り替え等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示し、委託者に承認を得ること。（なお、文部科学省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。）
- ⑦ クラウドサービス上で取り扱う情報について、完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- ⑧ 委託者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に回収、移行、及び抹消できること。
- ⑨ 本業務において、委託者に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- ⑩ 委託者に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、委託者において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に扱うため、クラウドサービスプロバイダ自ら、当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。
- ⑪ 本 Web サイトを構築、運用するサーバには、改ざん検知機能及びウイルス対策ソフトウェアを導入していること。
- ⑫ その他要件

- ・係争の際には、国内法が適用されること。また、係争の際の所管裁判所は東京地方裁判所とする。
- ・セキュリティインシデント発生時に、クラウドサービスプロバイダから利用者へ、原因分析及び報告があること。

## 5. 事業規模

事業規模は19,758千円程度とする。

## 6. 業務実施（委託契約期間）

委託契約締結日 ～ 令和7年3月31日

## 7. 納入物

- (1) 業務実施計画書
- (2) 開発したプログラム（ソースコード含む）、コンテンツ一式
- (3) (2) に付帯すべき設計書及びテスト結果報告書等一式
- (4) ポータルサイトの効果検証結果報告書
- (5) ポータルサイト管理者用マニュアルの改訂があった場合、管理者マニュアル（改訂版）
- (6) 不正アクセス等の可能性が生じた際の管理者アカウントのログファイル
- (7) 障害発生時及び脆弱性対応発生等の運用・保守実施報告書

## 8. 納入期限

- (1) 開札後2週間以内
- (2) ～ (7) 令和7年3月31日

## 9. 納入先・納入方法

東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
リカレント教育・民間教育振興室

なお、納入方法は、別途、文部科学省が指定する URL へ電子ファイルのアップロードにて行うこと。

## 10. 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、文部科学省に帰属するものとする。すでに受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権が文部科学省に帰属するものについては、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 11. 応札者に求める要求要件

### （1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「学びのDX 推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究（教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業）」に基づくものとする。

### （2）要求要件の詳細

#### 1 事業内容に関する評価

##### 1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- \*① 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- \*② 事業の趣旨が的確に捉えられていること。

##### 1-2 事業内容の妥当性・独創性

- \*① 仕様書記載の内容について全て提案されていること。  
〔上記①の項目について、仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕
- \*② 新規学習コンテンツの制作について、国が作成するものとして妥当な内容であること。  
〔上記②の項目について、新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれており、かつ成果が期待できる場合は、その内容に応じて加点する。〕
- \*③ 広報周知活動について、その内容が国民一般に伝わりやすいものとなっていること。

##### 1-3 実施方法の妥当性・効率性

- \*① 実施方法に具体性があり、かつ実現性・妥当性があること。  
〔上記①の項目について、新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれており、かつ成果が期待できる場合は、その内容に応じて加点する。〕
- \*② 事業規模が適正であり、業務目的が確実に達成できること。  
〔上記②の項目について、日程、人員、作業手順等が効率的・効果的であれば、その内容に応じて加点する。〕  
〔上記①～②の項目について、事業成果を高めるための工夫等あれば、その内容に応じ

て加点する。]

## 2 組織の経験・能力

### 2-1 組織の類似業務の経験

① 組織が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する

### 2-2 組織の事業実施能力

\*① 事業を遂行する人員および事業実施体制が確保されているか。

[上記①の項目について、幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する]

\*② 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有しているか。

### 2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

① 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

## 3 事業担当予定者の経験・能力

### 3-1 事業担当予定者の類似業務の経験

① 事業担当予定者が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する。

### 3-2 事業担当予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

\*① 事業内容に関する知識・知見を有していること。

② 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

5-1-① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

- ※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。
- ※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 12. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

## 13. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

## 14. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

## 15. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 16. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-①の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-②の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-①の場合は「合計額」と、5-1-②の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。た

だし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

#### **17. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保**

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### **18. 取引停止期間中の者への支出の禁止**

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### **19. 協議事項**

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする